

武蔵野赤十字病院 看護研究倫理審査委員会規定

<目的および設置>

第1条 武蔵野赤十字病院の看護職員が行う看護研究や看護実践報告において以下を目的とし、看護研究倫理審査委員会（以下「委員会」）を設置する。

- 1) 看護の質の保証、研究対象者の権利擁護、研究者の支援を行う。
- 2) 看護研究や看護実践報告は「看護研究における倫理指針（看護協会 2004 年）」「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省平成 29 年 2 月 28 日一部改正）」に基づく審査を行う。

<業務>

第2条 委員会は、次の事項を掌握する。

- (1) 武蔵野赤十字病院の看護者が行う看護研究および実践報告などにおける研究計画書の審議、倫理審査、研究活動のサポートを行い、研究を円滑に促進する。
- (2) 研究対象者の利益を尊重した意義ある研究を実施できるよう、相談できる体制を整え、研究者の育成と研究の推進を行う。
- (3) 武蔵野赤十字病院の看護者が主体となって行う院外での発表報告の支援を行う。
- (4) 武蔵野赤十字病院が研究対象となる看護研究の倫理審査を行う。

<構成>

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 看護師長（若干名）、看護係長（若干名）、看護師（若干名）、
- (2) 本委員会の委員長は看護師長とする。
- (3) 本委員会が必要とする場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- (4) 担当看護副部長を顧問とする

<任期>

第4条

- (1) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じ、新たに委員を補充する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

<運営>

第5条

- (1) 委員長は定期的に毎月2回会議を招集し、また必要に応じて臨時に会議を招集することができる。
- (2) 看護研究についての研修や看護研究発表会の実施にあたっては、必要な担当者を設け、運営する。

<記録・報告>

第6条

- (1) 委員会で協議された内容については、担当者が文書をもって担当看護副部長に報告する。
- (2) 議事録の作成は委員が行うものとし、議事録については委員長がその内容を確認する。
- (3) 委員会の議事録、年間活動計画・評価・出席簿は3年間、看護部に保存する。
- (4) 委員会議事録・出席簿の管理は、委員長が行う。

<改正>

第7条 本規定の改正は、本委員会において行う

付則 本規定は平成 23 年 7 月 6 日より実施する

更新 2019 年 5 月

改訂 2020 年 6 月 5 日